

台風被害該当地区の組合員の皆さまへ

この度の台風により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

■CO・OP共済にご加入の組合員の皆さまへ

ケガによりご入院やご通院をされた場合は、共済金のご請求が可能です。
また住宅や家財に被害があった場合、被害の程度により共済金のお支払いができる場合がございます。

■保障表

商品名	ケガ入院	ケガ手術	ケガ通院	死亡	住宅災害
《たすけあい》ジュニアコース以外	○	△	△	○	○
《たすけあい》ジュニアコース	○	○	○	○	×
《あいふらす》	△	△	×	○	×
《新あいあい》	△	△	△	○	×
《ずっとあい》終身生命	×	×	×	○	×
《ずっとあい》終身医療	○	○	×	×	×
《学生総合共済》	○	○	○	△	×

△：加入コースにより、保障の有無が分かれるもの

■おケガをされた場合

ケガの入院・手術・通院・死亡が対象になります。ご加入の商品・コースにより上記保障の付帯がない場合もございます。
詳しくはお手持ちの共済証書をご確認ください。

■住宅（建物）や家財の損壊があった場合

《たすけあい》ジュニアコース以外にご加入の方につきましては、被共済者の居住している住宅および家財の損害額が合計20万円以上になった場合、住宅災害共済金のお支払い対象となる場合がございます。

詳細は、コープ共済ホームページまたは下記にご連絡ください。

お問い合わせ先

コープ共済センター フリーダイヤル

☎0120-08-9431 受付：月～土（年末年始を除く） 午前9時～午後6時

！災害に便乗した悪質商法や詐欺が多数発生しておりますのでご注意ください！

「共済金で代金は全額支払われる」「共済金請求を代行する」などといって修理の勧誘を受けた場合は、その場で契約等に応じないでください。

明日の暮らし、ささえあう

CO・OP 共済

■C O・O P 火災共済にご加入の方

住宅（建物）や家財の損壊があった際には、共済金をお支払いできる場合がございます。
ご契約の発効・更新時期により対象となる損害が異なりますので、以下の表をご確認ください。

【2024年3月31日までに発効・更新のご契約】

商品名	対象となる損害	ご注意いただきたい事項
C O・O P 火災共済 (+自然災害共済) 【住宅契約にご加入の場合】	建物の損害額が10万円を超える場合	門、塀、垣根その他の付属工作物および建物に付属する物置、納屋、車庫などの付属建物への損害は含みませんが、火災共済より付属建物等風水害共済金、自然災害共済大型タイプより付属建物等特別共済金をお支払いできる場合があります※
C O・O P 火災共済 (+自然災害共済) 【家財契約にご加入の場合】	建物が損害（損害程度は問いません）を受けたことにより、家財の損害額が10万円を超える場合 （火災共済は、家財を収容する建物の損害額も含みます）	
共通	床上浸水した場合	—

※住宅契約に20口以上加入しており、門、塀、垣根その他の付属工作物および建物に付属する物置、納屋、車庫その他の付属建物の損害額が10万円を超える場合、特別共済金をお支払いできる場合があります。

※C O・O P 火災共済 風水害保障なしタイプにご加入の場合、風水害等にかかわる損害の保障はありませんので、支払対象外となります。

※C O・O P 共済《たすけあい》とC O・O P 火災共済は認定基準に相違がありますのでご注意ください。

※実損害額を保障するものではありません。ご契約内容によりお支払い内容は異なります。詳しくはお問い合わせください。

【2024年4月1日以降に発効・更新のご契約】

商品名	対象となる損害	ご注意いただきたい事項	
C O・O P 火災共済 (+自然災害共済) 【住宅契約にご加入の場合】	建物につき、共済期間中に風水害等により損害が生じた場合（損害額は問いません）	門、塀、垣根その他の付属工作物および物置、納屋、車庫などの付属建物への損害も、風水害等共済金の支払対象となります※	雨水等の吹き込み、浸み込み、漏入等による「建物内部・家財」の損害については、建物外部の損壊を伴うもの、または給排水設備の不測かつ突発的な事故によるものに限ります
C O・O P 火災共済 (+自然災害共済) 【家財契約にご加入の場合】	家財を収容する建物、または家財につき、共済期間中に風水害等により損害が生じた場合（損害額は問いません）	物置、納屋、車庫などの付属建物に収容する家財もお支払いの対象とします※	
共通	床上浸水した場合	—	

※上記は事故発生日が2024年4月1日以降の場合に限ります。

※C O・O P 火災共済 風水害保障なしタイプにご加入の場合、お支払いの対象となりません。

※C O・O P 共済《たすけあい》とC O・O P 火災共済・自然災害共済は損害認定に相違がありますのでご注意ください。

※風水害等により建物に損害が生じている場合に限りです。

※被害にあった実際の損害額（実損害額）に基づく支払方式となります。ご契約されている共済金額を上回るお支払いはできません。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

C O・O P 火災共済にご加入の方

☎0120-6031-43

◆共済事故（住宅損害）の受付に関するご連絡（⇒ご用件番号【0】をご選択ください。）

C O・O P 火災共済事故受付センター（24時間365日受付可能）

◆現在のご契約に関するお問い合わせ（⇒ご用件番号【2】をご選択ください。）

C O・O P 火災共済コールセンター 受付：月～土（年末年始を除く） 午前9時～午後6時